

## 教育委員会協議会記録

1 日 時 平成16年11月30日(火) 午後3時15分～午後5時20分

2 場 所 小田原市役所 602会議室

3 出席者

(1) 教育委員

安藤委員長、横田委員、島田委員、桑原委員、江島教育長

(2) 事務局職員

石嶋学校教育部長、白木生涯学習部長、寺山学校教育部次長、今村生涯学習部次長、杉崎教育総務課長、大場学校教育課長、山本学校保健課長、下澤教育研究所長、市川青少年課長、大川スポーツ課長、青木学校教育課長補佐(学事)、椎野学校教育課長補佐(指導)、西村青少年相談センター担当課長補佐

(書記) 関野教育総務課総務担当主査、田代教育総務課主査

4 概 要

(1) 報告事項

ア 平成17年度公立幼稚園新入園児応募状況について

資料1により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…平成17年度公立幼稚園新入園児応募状況について、ご報告いたします。

資料「平成17年度新入園児募集状況」をご覧ください。まず最初に、一番上の表をご覧ください。市内6公立幼稚園の中で、4歳児定員を上回る応募がありましたのは、表のB・C欄にございますように、報徳幼稚園だけが定員35人に対し52人の応募がございました。残りの5園につきましては、応募数が定員を下回っています。定員を上回る募集がありました、報徳幼稚園につきましては、11月3日に抽選を行い、入園者を決めさせていただきました。全体の結果といたしまして、平成17年度の公立幼稚園6園の入園予定者は、表Aの総定員770人に対しまして、表Fの570人が入園予定で、総園児充足率は74.0%でございます。なお、参考までに真ん中の表と下の棒グラフですが、真ん中の表は平成16・17年度の通園区域内の3歳児の応募状況を示したものでございます。それぞれ、応募数、入園数、応募率を表しています。

前羽幼稚園、下中幼稚園といった橘地域では応募率が50%を超えておりますが、その他の園では20%台から30%台となっております。全体の応募者数といたしましては前年より13名増加しております。また、下の棒グラフは参考までに各幼稚園ごとの平成12年度から17年度までの応募率をグラフで示したものでございます。以上で平成17年度公立幼稚園新入園児応募状況についてのご報告を終わらせていただきます。

桑原委員 …公立には行かないが、私立に行く子が増えているのですか。それとも子どもが減っているのですか。

学校教育課長…私立に行く子が増えてははいませんが、この傾向はここ数年続いています。

横田委員 …応募者が少ない園は、今後定員を減らしていくのでしょうか。

学校教育課長…定員を減らしていくことは考えておりません。

#### イ 小田原市学区審議会の経過について

資料2により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…小田原市学区審議会の経過についてご説明をさせていただきます。資料2「小田原市学区審議会の経過報告」をご覧ください。学区審議会につきましては、これまでも教育委員会の定例会でご報告をさせていただいておりますが、教育委員長と教育委員長職務代理が今年代わられておりますので、これまでの審議会の概要についてご報告をさせていただきます。まず、今回の学区審議会は、昨今の教育改革の流れの中で特色ある学校づくりを推進し、「子どもたちにとって楽しいといえる学校」、「学校・家庭・地域が一体となって取り組む学校」を実現するためには小田原市の学区をどのようにしたらよいのかということについて、審議・検討していただくため、平成15年11月に自治会代表、小中校長会代表、PTA代表、学識経験者、さらには一般公募による市民代表の方など13名の委員に委嘱し、設置を致しました。審議会はこれまでに通算5回開催を致しておりますが、その概要と致しましては、平成15年11月の第1回審議会では、会長及び副会長を選任していただき、会長には現自治会総連合会長の富川<sup>とみかわ</sup>会長を、副会長には東京学芸大学の<sup>はよう</sup>葉養教授をお願いを致しております。そして、教育委員会からの諮問事

項として、『小田原にふさわしい学区のありかたについて』の①通学区域制度の見直しについてと、②通学区域の弾力的運用についての2点について諮問をいたしたものでございます。併せて、小田原市の学区の現状や学校選択制度、既に学校選択制を導入している他市の状況などについて説明をさせていただきました。今年1月の第2回の審議会では、学校選択制導入のメリットやデメリットは何かという事を審議していただくとともに、市民意識の把握をするため、市民を対象としたアンケートを実施することにしました。そして、第3回と第4回の学区審議会では、アンケートの質問内容や配布先などを中心に検討していただき、7月に自治会、PTA、学校の協力をいただき、資料2ページにございますとおり、一般用3,259枚、教師用400枚を配布し、8月上旬に回収、9月に集計をいたしました。アンケート結果の主な内容につきましてご報告させていただきます。まず、一般用アンケートについてですが、資料4ページをご覧ください。問5の「学区制度を変えた方が良いと思うか」という質問に対して、変えた方が良いという意見が979件、34.0%、変えない方が良いが1,143件、39.6%、わからないが761件、26.4%ということで意見がほぼ3等分に分かれる結果となりました。また、資料5ページの間8で「学校選択制を導入した方が良いと思うか」という質問に対しては、小学校だけ導入した方が良い、中学校だけ導入した方が良い、小中学校両方で導入した方が良いといった意見が合わせて51%であったのに対し、導入しない方が良い、わからないといった意見が49%とこちらも意見が大きく分かれる結果がでております。その他の内容については、後ほどご覧頂きたいと思っております。続いて教師用アンケート結果ですが、資料12ページをご覧ください。問4の「学区制度を変えた方が良いかと思うか」という質問に対しては、一般用ではほぼ3等分に分かれていましたが、教師用では、変えた方が良いという意見が24%に対し、変えない方が良いが58%、わからないが18%となっており、変えない方が良いという意見とわからないをあわせると全体の4分の3近くを占めております。また、13ページの間7で「学校選択制を導入した方が良いと思うか」という質問

に対しても、導入しない方が良いが51%、わからないが20%とこちらでも導入した方が良いという意見を大きく上回っています。反対理由としては、地域のつながりが希薄になってしまうといった理由や、公立学校に特色づくりや選択制が必要なのか疑問といった理由などがあげられています。これらのアンケート結果をもとに今年10日に第5回審議会を開催し、諮問事項の方向性について検討していただきました。今回の審議会の中で出された意見と致しましては、アンケート結果から学校選択制導入に慎重な意見が多いこと、また、学校選択制を望んでいる保護者の理由の多くが、現在の通学区域制度の弾力的運用を拡大することで対応が可能になるのではないかといった意見が出され、小田原市ではすぐに学校選択制を導入するよりも、現在の通学区域制度の弾力的運用基準を見直し、基準枠の拡大を優先に審議を進め、学校選択制の導入についてはもう少し時間をかけて検討した方が良いのではないかとといったご意見が出されました。また、今回の学区制度に関するアンケートの結果につきましては、市民にも公表すべきであるとの意見から、平成17年1月1日号の広報に掲載するとともに、学校教育課のホームページでも公開をする予定であります。今後の予定と致しましては、平成17年1月に第6回目の学区審議会を開催し、答申内容について検討していただき、最終答申案をまとめていただく予定であります。教育委員会といたしましては、できるだけ早い時期に学区審議会からの答申を受けたいと思っております、それを基に平成17年度からの教育委員会としての対応を決めていきたいと考えております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

横田委員 …特別の理由等で学区外の学校を認めることはありますか。

学校教育課長…例えば、不登校・いじめ等の場合、教育的配慮から学区外の通学を認めております。これ以外にも学期途中で転居した場合、その学期が終わるまで、今までの学校への通学を認めています。その他、母子家庭、親が経営する店舗の関係等で認められる場合もあります。現在、自宅から近くても学区外の学校の場合は、認めておりません。今後はそのようなケースを認めていくのか、また、中学校で学区の学校に入りたい部活動がなく、

隣接する学校にはある場合も認めていくのか、そのような弾力的運用の拡大が今後の学区審議会の焦点になろうかと思われま

桑原委員 …いじめ、不登校で学区外の学校へ通うようになった子はどれくらいいますか。また、それによって解決したのでしょうか。

学校教育課長…平成14年度には31件ありました。不登校は転校したからといって必ずしも解消されるものではありませんが、保護者や子どもは、環境が変わる可能性に期待するところもござ

島田委員 …審議会に意見を申し上げる気はありませんが、人は、仕組みや制度等を変えようとするときは抵抗感を持つことが一般的なのに、アンケートで半数が「変えたほうが良い」ということは大きな意味があると思います。例えば、先生と合わない子は他の学校に移ることができる等の方法を取

安藤委員長 …校長が異動すると、特色ある教育課程を掲げていた学校の方針も変わるのですか。

学校教育課長…特色ある教育課程は、地域の実態に合わせて行われ、内容にもよりますが、校長の考えも抜きには出来

桑原委員 …校長が変わることよりも指導に熱心な先生の異動の方が影響が大きいですね。

江島教育長 …特色ある教育課程は、教職員の人事異動と関係があります。校長の人事異動に先立ち、特色ある教育課程の内容を示し、それに適した教職員の配置も考慮されています。また、地域と関係した特色ある教育課程もあるため、急に方針転換しないように配慮がなされています。

島田委員 …学区を取り払った幾つかの例を見てみますと、あまり効果が上がっていないようです。しかし、取組んだことはショック療法となり、みんなの意識が変わっていくよう

#### ウ 教職員の不祥事について

資料3により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…資料3を御覧ください。教員の不祥事についての〔不祥事I〕ですが、1 事故の種類は体罰、2 事故の概要は、(1)発生日時は、平成16年5

月12日(水)給食終了時(13時頃)、(2)発生場所は、小田原市立小学校ランチルーム前廊下、(3)当事者等は、加害教員 小田原市立小学校A教諭(男性)、被害児童 同小学校6年生(男子)、(4)内容は、A教諭が、給食を食べ終わりベランダに出て遊ぼうとしていた被害児童に対し、反省を促すため廊下に出るように言い、3分程して様子を見るため廊下に出てみると、被害児童がふらふらしていたため、「反省の色が見えない。」と言って、被害児童の尻を足の甲で1回蹴った。なお、被害児童にけがはなかった。3 事故後の経過等は、A教諭は、自分の行為を十分反省しており、校長も教諭に対して、体罰はいかなる場合も許されないことを強く指導した。また、学校として、被害児童やその保護者に謝罪をし、さらに、学級の保護者に説明と謝罪を行い、信頼回復に努めた。市教育委員会は、学校から出された報告書に基づき、A教諭及び校長から事情聴取を行い、体罰は決して許されないことを厳しく指導するとともに、県教育委員会に報告書を提出した。その後、県教育委員会からの人事上の措置通知に基づき、市教育委員会として平成16年10月26日に、A教諭には口頭訓告、所属長(校長)には、口頭訓告の措置を行った。現在、被害児童と加害教諭の人間関係は良好で、被害児童は元気に学校生活を送っている。校長からの報告があったのが7月であったので時間がかかり、その点も口頭訓告いたしました。次に、[不祥事II]ですが、1 事故の種類は体罰、2 事故の概要(1)発生日時は、平成16年7月7日(水)午前9時30分頃、(2)発生場所は、小田原市立中学校屋内運動場(体育館)、(3)当事者等は、加害教員 小田原市立中学校A教諭(男性)、被害生徒 同中学校2年生A男、同中学校2年生B男、(4)内容は、体育館で行われた1時間目の保健体育の授業において、A教諭が、寝そべっていた男子生徒2名を指導した際、A男の頭頂部を右足の内側で1回軽く蹴り、左頬を左手の甲で1回叩き、左頬を右拳で1回殴り、右頬を左平手で1回叩いた。さらに、B男の右頬を左平手で1回叩いた。なお、A男は、2時間目の授業終了後、頭部の痛みを訴えたので、病院で診察を受けたが、特に異常はないとの診断であった。また、B男もけがはなかった。3 事故後の経過等は、A教諭は、

体罰は絶対いけないということが分かっているながら、このような結果になってしまったことを十分反省している。校長は、A教諭に対して、体罰はいかなる場合も許されないことを強く指導するとともに、当分の間、生徒にかかわる教育活動から離れさせ、生徒指導や人権教育などの研修会等への参加を指示した。また、学校として、被害生徒やその保護者に謝罪をし、さらに、当該学年の懇談会を開催し、学年の保護者に説明と謝罪を行い、信頼回復に努めた。教育委員会は、学校から出された報告書に基づき、A教諭及び校長から事情聴取を行い、県教育委員会に報告書を提出した。また、A教諭に対し、体罰は決して許されないことを厳しく指導するとともに、学校と連携し、研修会等を通して本人の変容を強く促した。その後、県教育委員会からの人事上の措置通知に基づき、教育委員会として平成16年11月26日に、A教諭には文書訓告、所属長（校長）には口頭訓告の措置を行いました。以上です。

桑原委員 … [不祥事Ⅰ] で給食を食べた後、ベランダに出ることは、いけないことですか。

学校教育課長…給食中は、自分は食べ終わっても他の子どもが食べている間は、そのまま席にいるよう指導しております。

横田委員 …事件の発覚は、子ども又は保護者からか、事件を見ていた他の子どもからですか。

学校教育課長… [不祥事Ⅰ] は、見ていた子どもの保護者と思われる匿名の第三者から学校教育課への通報です。[不祥事Ⅱ] は、被害生徒が学年主任に話したことから発覚しました。

横田委員 …昔は先生に殴られたことがよくありましたが、先生と子どもの関係が上手くいっていけば事件にならないのでしょうか。

#### エ 登下校時の女子児童・生徒の安全対策について

資料3-2により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…それでは、資料3-2「登下校時の女子児童・生徒の安全対策について」ご報告をいたします。11月の中旬に、奈良県の小学校の女子児童が、下校途中に車で連れ去られ、翌日遺体で発見されるという大変痛ましい

事件が発生しましたことは、新聞報道等でご承知のことと思います。小田原市内におきましても、このような大きな事件に至らないまでも、資料にございますように、小中学校の女子児童・生徒をターゲットにした類似の事件が発生しております。(1)の白鷗中学校の女子生徒に関する事件ですが、11月9日から11日にかけて、バイクに乗った男に体を触られたり、追いかけられたりなどの事件がおきております。また、この他にも、今年度11月までに7件の事件が発生し、6月21日には小学校1年生の女子児童が車に引きずり込まれそうになったという事件も発生しております。このような事件の対応といたしまして、2にありますように、学校としては、できるだけ集団で登下校するなどの注意を、児童・生徒、保護者に徹底するよう指導しております。また、学校によりましては、地域と連携して、パトロールを依頼したり、回覧で注意を呼びかけたり、先ほどの白鷗中学校では、地域の方に、下校時刻の時間帯にはできるだけ外へ出て子どもたちの様子を見てもらうようお願いしているところもございます。教育委員会といたしましては、各学校での安全対策の徹底、そのための防犯教室等の開催依頼、さまざまな情報の提供、子ども110番等の警察・地域との連携、教員の防犯研修会の実施などを行ったりしておりますが、擬態的な対策が限られているといった現状もございます。以上で、登下校時の女子児童・生徒の安全対策について」の報告を終わります。

安藤委員長 …1の(2)の5月から10月までの事件は同一地域ですか。

学校教育課長…市街地ではなく、比較的郊外で発生しています。

桑原委員 …2の各学校等の指導と対応で、下校時刻は、日没後の下校とならないようする。とありますが、中学生は部活動ができなくなりませんか。

学校教育課長…日没時刻を学校が調べ、明るいうちに部活動を終了して下校させています。

オ 教室内の空気検査について

資料4により、学校保健課長が説明。

学校保健課長…それでは、教室内の空気検査についてご報告させていただきます。お手

元の資料4をご覧ください。平成15年7月に文部科学省の「学校環境衛生の基準」の一部改訂に伴いまして、本年度夏休みを中心に、小・中学校及び幼稚園で教室内の空気環境検査を実施いたしました。小・中学校については、普通教室と特別教室各1教室、幼稚園については6園とも、1保育室で検査をいたしました。検査結果につきましては、小学校25校中の9校と中学校12校中の3校の合計12校からホルムアルデヒドが基準値を上回る数値が報告されました。資料4の裏面に検査結果がごございますが、表の左側にありますホルムアルデヒドについて、判定基準値の100マイクログラム・パー・m<sup>3</sup>を上回った教室は、12校でいずれも特別教室でした。内訳としましてはパソコン教室が10室で、音楽室・被服室が各1教室でございました。この結果を踏まえて、教育委員会は10月25日に基準値を上回った学校に対しまして、子どもたちの健康を優先し、該当教室の使用の停止をお願いするとともに、直ちに換気扇を設置して再検査を行い、その結果基準値の範囲内であることが確認できた時点で再開する、との連絡をいたしました。併せてこの対応について、児童、生徒、保護者及び教職員にご理解いただけるよう周知をお願いいたしました。その後、換気扇は10月27日から10月29日までに設置を完了し、基準値を超えた教室の再検査も、11月1日までに全て終了し、いずれも基準の範囲内であることが確認できましたので学校に対し、教室の使用を再開するとともに、児童、生徒、保護者に対して、その旨の周知をお願いいたしました。今後の対応でございますが、文部科学省の「学校環境衛生の基準」や平成15年度に出された、神奈川県報告の中でも、換気の励行をすることにより、教室内の空気中における化学物質濃度が下がるとされておりますことから、今回の検査で基準値を下回った学校についても、引き続き換気の励行をお願いいたしました。また、「学校環境衛生の基準」を踏まえ、検査結果が基準値の2分の1以上の教室、具体的には測定値が51から100までの教室については、来年度も検査を行います。今回検査を実施しなかった他の特別教室についても、検査結果を踏まえながら、適宜検査をするなど環境衛生に注意をして、適切に対応していきたいと考えております。以上で教

室内の空気の定期検査についての報告を終わらせていただきます。

横田委員 …パソコン教室のホルムアルデヒドの数値が高い原因は何でしょうか。

学校保健課長…気密性が高いことが原因と考えております。

島田委員 …オフィスや市役所は基準値以下ですか。

学校保健課長…基準値以下で大丈夫です。

カ 子どもフリースペースの設置について

キ 青少年ワークスペースの設置について

資料5により、青少年課長が説明。

ク 教育相談指導学級本町教室の移転について

資料5により、教育研究所長が説明。

青少年課長 …報告事項の「子どもフリースペース」と「青少年ワークスペース」の設置について、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。いずれのスペースも、青少年相談センター内に設置しようとするものでありますが、平成5年4月から平成16年3月まで、図書館市史編さん担当が市史の編さん業務のため、2枚目の平面図をご覧くださいと思いますが、1階は黄色の部分、22.93㎡と、ピンクの一部、34.39㎡、また2階は水色の部分の2部屋と倉庫を使用しておりました。しかし、平成16年3月をもちまして、市史編さん業務が完了したことにより、これらの部屋が空きましたので、利用方法を検討いたしましたところ、子どもの居場所としての「子どもフリースペース」、また青少年ボランティア活動室としての「青少年ワークスペース」、更には不登校児童のための「教育相談指導学級」として、来年1月から活用することといたしました。はじめに、こどもの居場所としての「子どもフリースペースの開設」でございますが、現在、週末や放課後における「子どもの居場所づくり」が注目され、文部科学省も平成15年度から「子どもの居場所プラン」を実施しております。このような背景の中で、子どもたちが気軽に、安心して自由に利用することができるスペースを開放して、本を読んだり、話しをしたり、楽しい時間を過ごしてもらおうとするものであります。開設時間は、土曜・日曜・祭日を除く放課後から午後5時まで、夏休み

や冬休みなどは午前9時から午後5時まで、また利用者の範囲といたしましては、市内の小・中学生に利用してもらおうと考えております。フリースペースに来る子ども達を、この建物にいる教育相談指導学級の教諭や青少年相談センターの相談員が、ゆるやかに見守り、気になる言動があった時には、適切な指導も行う予定であります。次に、青少年ボランティア活動室としての「青少年ワークスペース」の開設でございますが、現在、ジュニアリーダーズクラブやシニアリーダーズクラブ、またオーシャンクルーズ実行委員会のアドバイザー、サポーターなどの、活動の場所は本庁舎を中心に行っておりますが、常に会議室の確保に苦慮するとともに、音の出る作業などもあり、庁内の職員にも迷惑をかけることもありましたので、この機会に活動の場所を小田原駅に近い相談センターに開設しようとするものであります。次に、教育相談指導学級としての活用でございますが、この指導学級は、現在、消防署中央分署3階に開設しておりますが、中央分署の移転計画に伴い、平成17年度末を期限に移転を迫られたとのことによりまして、教育研究所から相談センターの一部を貸してほしいとの話がありましたので、平面図のピンクで囲った部分を教育相談指導学級として使用することとしたものであります。詳細につきましては、次の報告事項の「教育相談指導学級本町教室の移転について」で、教育研究所の下澤所長からご説明いたしますので、私からの説明は以上とさせていただきます。

教育研究所長…現在、小田原市教育相談指導学級の本町教室は市消防署中央分署3階に開設しています。中央分署が移転することになり、平成17年度末までの期限で本町教室も移転を迫られるなかで候補地を探していました。青少年課の協力によって、青少年相談センターの一部に本町教室を仮称「しろやま教室」と名称を変更して移転することになりました。月ごとに退級・通級が起きますので通級児童・生徒数は流動的です。資料5の3枚目に10月現在の通級児童・生徒数として8名とあり、資料5の1枚目の3 教育相談指導学級として活用の4行目に11名とあり、2つの数字がありますが、体験通級3名がおりますので、正式通級数が8名、体験通級数が3名で、合計が11名となります。教育相談指導学級と青

少年相談センターとは現在も相談等で協力しておりますが、今後は、相談指導学級指導員と青少年との活動連携も視野に入れてまいります。

横田委員 …子どもフリースペースと青少年ワークスペースが開いているとき、担当者はいるのでしょうか。

青少年課長 …子どもフリースペースと青少年ワークスペースには、それぞれ青少年課に担当者がおりますので、使用時はその職員が一緒におります。子どもフリースペースは特に担当者はおりませんが、隣に教育相談指導学級がありますので、指導員が主に対応することになると思われま

横田委員 …子どもフリースペースは、部屋だけで他には何もありませんか。

青少年課長 …資料にもありますように、机・椅子・書籍・書棚があり、隣の教育相談指導学級に本がありますので、その本を子どもフリースペースで見てもらうことを考えています。

#### ケ 第6回城下町おだわらツデーマーチ結果について

資料6により、スポーツ課長が説明。

スポーツ課長…第6回城下町おだわらツデーマーチの開催結果について、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。今回の第6回大会は、社団法人日本ウオーキング協会設立40周年記念事業として、早雲ゆかりの地で実施している早雲・国づくりウオークの一大会を「早雲・長寿ウオーク」と名付けて、城下町おだわらツデーマーチ開催と併せて実施しました。また、昨年と同様「西さがみ連邦共和国」の共同事業として「西さがみ路」の深まりゆく秋を楽しんでいただきながら交流と友情を深めていただくことを目的といたしまして、大会前日のせっかくコースを含め、11月19日・20日・21日の3日間で開催いたしました。お陰をもちまして、全国各地からウオーカー5,893人の参加申込をいただき、また、大会当日は天候に恵まれ3日間で延べ10,206人のウオーカーが、「西さがみ路」を歩きました。そして県内最大規模の大会として、また全国でも指折りの大会として、盛況の内に終了することができました。大会開催準備から当日の運営にいたるまで、関係機関・団体等、多くの方々からの御協力を得ましたことに対し、深く感謝いたしております。

す。まず、19日に実施した「せっかくコース」でございますが、本大会の前日に、泊りがけで小田原にお越しいただいた方々に、せっかく小田原にきていただいたということで、本大会の足慣らしを兼ねまして、第3回大会から実施したものでございます。20日は、小田原城址公園銅門広場をスタート会場とする「飯泉観音・曾我山コース」の10・20・30<sup>キロ</sup>の3コースと、湯河原町立湯河原中学校をスタート会場とする「湯河原・真鶴コース」20<sup>キロ</sup>の、計4コースを実施いたしました。21日は、小田原城址公園銅門広場をスタート会場とする「尊徳・太閤一夜城コース」の10・20・30<sup>キロ</sup>及び、「ファミリーコース」6<sup>キロ</sup>の4コースと箱根苑地（箱根駅伝記念碑横）をスタート会場とする「箱根コース」20<sup>キロ</sup>の計5コースを実施いたしました。それでは、4の大会概要でございますが、表の1、「参加申込者数」でございますが、事前当日の申込者を合わせまして、5,893人の参加申込みをいただきました。これは、前年と比べ、93人の増という結果でございます。2の登録者内訳でございますが、「男女別」につきましては、ほぼ同数でございます。「一般・中学生以下別」では、昨年を引き続き、一般が減少しており、中学生以下の参加は、年々増加してきております。「住所地別」・「都道府県別」につきましては、全国31都道府県から御参加をいただき、また、神奈川県内の申込者数は、5,069人(昨年4,912人)でございます。その内、小田原市内が2,482人ございました。続きまして、3の参加者数でございますが、この参加者数というのは、一般に大会の規模を表す延べ数字として使われるものでございます。この参加者数が、10,206人(昨年10,028人)でございます。その内、小田原のコースは、2日間で、8,837人(昨年8,411人)の参加者数ございました。一方、「湯河原・真鶴コース」は、662人(昨年801人)、「箱根コース」は、657人(昨年719人)の参加者数ございました。この表には、記入しておりませんが「ファミリーコース」につきましては、1,071人(昨年779人)の参加をいただいております。現在、大会のアンケート等を集約しているところでございますが、アンケートをざ

っと見ましたところ、天候に恵まれ、気持ちよく歩けたという御意見が多数ございました。事務局といたしましては、今後もより良い大会を目指していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく御指導御協力をくださるようお願いいたします。以上で第6回城下町おだわらツアーの開催結果についての報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見なし)

## (2) 協議事項

### ア 2学期制について

資料7により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…それでは、協議事項「2学期制について」ご説明を申し上げます。資料7をご覧ください。2学期制につきましては、昨年度の教育委員会定例会や協議会でご報告させていただいておりますが、10月1日付けで、教育委員長と職務代理者が新たにご就任されましたので、これまでの経緯につきまして、その概要を説明させていただきます。1検討の経緯でございますが、平成15年度当初に、小田原市校長会に、2学期制の導入について調査研究を依頼するとともに、広報の平成15年11月1日号に「2学期制とは」を、また、教育かわら版(平成15年11月1日発行)に「学校2学期制を考える」を掲載し、広く市民、保護者の方からの意見を求めてまいりました。さらに、平成16年1月10日に、川東地区と川西地区の2ヶ所で、2学期制についての市民、保護者等を対象にした懇談会を開催いたしました。市校長会の調査研究の結果につきましては、平成15年12月25日に校長会長から報告があり、「慎重な検討が必要」とのことでした。また、広報や教育かわら版を通しての市民、保護者からの意見や市民、保護者等を対象にした懇談会では、さまざまな意見が出されました。平成16年度の対応につきましては、市校長会の調査研究結果の報告、市民、保護者等からの意見などを踏まえ、また、県内他市町の動向なども参考にした結果、今後、具体的な実践を通しての検討・研究が必要不可欠と考えました。そこで、資料の2の(1)

～（３）にございますように、２学期制の導入を教育改革の一つとして位置付け、学校の改革・改善や学校の活性化、教職員の意識改革等を目指すものと捉える。２学期制の実施が可能となるように、学校管理運営規則の一部改正を行う。（別紙参照）（３）平成１６年度においては、「２学期制研究実践校」を設け、４月より、小学校・中学校（千代小・曾我小・報徳小・豊川小・下曾我小の５校と白山中の１校）で実践的、実際的な研究を行うこととし、研究実践校は、年度末までに、ＰＴＡや地域の方などに対して、２学期制についての説明を行いました。また、２学期制についての検討、研究を進めるために、「２学期制研究実践校連絡会」を設け、第１回を７月に実施いたしました。（年間３回の予定）さらに、「２学期制研究協議会」を設置し、研究実践校の成果と課題等に基づいて、２学期制についての研究を深めるため、第１回を９月２９日に実施いたしました。（年間３回とし、２回目…１２月１３日、３回目…１月開催の予定）なお、資料３枚目、県下の２学期制の実施状況等ですが、横浜市は今年度から全校導入、川崎市は今年度推進校を設け平成１８年度全校導入、横須賀市は今年度部分的に導入、小学校は平成１８年度、中学校は平成１７年度導入、平塚市は今年度部分的に導入、平成１７年度全校導入などとなっております。なお、学校数からみますと、今年度は県内の約４５％の学校が２学期制を実施、１７年度は５０％台、１８年度は６０％超になる見込みです。資料として、研究実践校である曾我小学校と白山中学校の実践内容を添付いたしました。平成１７年度以降の２学期制実施の方向性につきましては、先ほど述べましたように、今年度は、研究実践校を小中学校６校に委嘱して、２学期制を推進してまいりましたが、来年度も、基本的には引き続き２学期制を推進していくものと受け止めておりますが、本日、さまざまなご意見をいただければと考えております。事務局といたしましても、今後、１２月９日に行われます研究実践校４校の研究発表会、１２月１３日の研究協議会の意見などを参考にしながら検討し、次回以降の教育委員会定例会・協議会等におきまして、さらにご協議いただければと考えております。以上で、２学期制についての説明を終わります。

桑原委員 …市内の2学期制の学校は増えていくのでしょうか。

学校教育課長…個々の校長の判断になりますが、流動的です。

安藤委員長 …昨日、西湘地区教育委員会連合会で横須賀市の2学期制の小学校を視察しましたが、子どもたちや学校は2学期制の違和感を全く感じさせずに、生き生きとしていました。教職員の意識改革をするためには良いと思うし、資料中の「あゆみ」や「のびゆく子」は、成績をつけて始めて保護者に渡すのではなくて、事前に保護者に渡す等して学習の観点を学校と共有することにより、子どもを育てたら良いのではと考えます。

横田委員 …2学期制に様々なメリットがあると思います。保護者からはどんな意見がありますか。

学校教育課長…子ども、保護者等のまとめられた意見が、12月9日に行われます研究実践校4校の研究発表会、12月13日の2学期制研究協議会に出てくると思われます。

桑原委員 …資料中の「あゆみ」は曾我小ですが、「のびゆく子」は市内全小学校で使っていますか。

学校教育課長…2学期制の小学校のみ使っています。「あゆみ」は保護者からの「通知票が1年に2回だけだと不安である。」との声に応え、夏休み前に曾我小独自で発行しています。

桑原委員 …このような物は2学期制の学校だけが使っているのですか。

学校教育課長…「のびゆく子」は、開いて中央上の評価欄が前期・後期となっていますが、1～3学期となっております物をそこだけ変更しましたので、様式、内容はほぼ同じ物です。

江島教育長 …2学期制のねらいは、学校の既存体制を見直すことによって、校長を含む教職員の意識改革を図ろうとするものです。評価は本来、单元ごとに行うべきものと考えますが、2学期制では、前期・後期にまとめて評価していきます。前期中の夏休みの長期休暇をどう過ごすのかを、夏休み前の指導により、子どもが自ら考えることで意味のある期間となると考えます。3学期制でできなかったことが2学期制で出来る場合もあります。学校管理運営規則は、2学期のみを前提としたものではなく、場合によっては1学期制や4学期制も考えられます。教職員の意識改革について、

平成17年度はもっと説明をしていきたいと思います。

安藤委員長 …それに伴い、校長の権限は強化されるのでしょうか。

江島教育長 …学校管理運営規則に基づく権限となります。

横田委員 …校長の同一校での在職は何年ぐらいですか。

江島教育長 …短くて3年、長くて5年ぐらいで、安定した学校運営のために同一校で長くなる傾向があります。

横田委員 …校長が同一校で長く在職しないとこのようなことは実現しづらいでしょうね。

安藤委員長 …学校をどのようにしていくのがいいか、市民皆で話し合っていくべきですね。

学校教育部次長 …広報や教育かわら版等を自治会回覧して、2学期制の6校の現状について市民にお知らせしていますが、さらに周知していきます。

江島教育長 …2学期制を含む教育全般については、欧米のように教育委員会が市民と直接対話しないと市民の理解が得られないと考えています。今後どのようにしていくかが課題です。

安藤委員長 …学期制だけでなく、教育を広く話し合える土壌作りが必要です。

島田委員 …教育委員の仕事も市民によく知られていませんが、音楽に通じている桑原委員が教職員を指導したり、青少年問題に通じている委員長、医学的アプローチをなさる横田委員がそれぞれの分野で活動しながら市民と交流し、教育をともに考えることに意義がありますね。

### (3) その他

#### ア 小・中学校教科書採択制度の改善について（陳情・要望）

資料により、学校教育課長が説明。

学校教育課長…それでは、平成16年11月22日付けで、「小田原市の教育を考える会」より、小・中学校教科書採択制度の改善について、教育委員会教育委員長様あてに要望が出されております。要望書をお読みいただく前に、教科書の採択につきまして、少しお時間をいただいて、説明をさせていただきます。まず、教科書の採択のしくみについてですが、資料を御覧ください。教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで

すが、その権限は公立学校については、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第23条第6号の規定により、所管の教育委員会に属します。採択の方法は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』によって定められています。①発行者は、検定を経た教科書を文部科学大臣に届け出ます。②文部科学大臣は、届け出のあった教科書の目録を作成し、それは、県教育委員会を通じ市町教育委員会・各学校に送付されます。③発行者から教科書の見本が県や市町の教育委員会に送付されます。④県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者である市教育委員会に指導・助言・援助をすることになっています。県教育委員会は教科用図書選定審議会を設置し、この審議会が、調査・研究を行うため、教科ごとに調査員を委嘱しています。県教育委員会は、この審議会の調査・研究をもとに選定資料を作成し、⑤それを市町教育委員会に送付することにより助言を行います。⑥また、県教育委員会は、6月から7月にかけて、教科書センター（小田原合同庁舎）で教科書展示会を行います。⑦採択権者である市町教育委員会は、県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で教科書を採択します。なお、通常、4年間同一の教科書を採択することとなっています。次に、今年度行いました平成17年度使用教科用図書の採択について説明します。教科書の採択の権限は、市町教育委員会にあります。『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により、採択にあたっては、「市もしくは郡の区域またはこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定すること、また、採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは協議して同一の教科書を採択することになっています。今年度まで、足柄下地区の1市3町は足柄下採択地区となっておりましたので、共同採択を行うため採択地区協議会を設け、ここに学校の教員等からなる調査員を置くなどして調査・研究を行ってきました。資料をご覧ください。具体的には、第1回足柄下採択地区協議会で調査研究について協議し、調査員の委嘱を行い、調査委員会が調査・研究した結果を、第2回採択地区協議会で報告。県の調査研究資料や足柄下地区の調査結果等を参考にして、各市町の教育委員会で

選定し、共同採択協議会で各市町の選定結果を参照して一種選定し、再度各市町の教育委員会で採択を行いました。次に、来年度の平成18年度使用中学校教科用図書の採択についてですが、今年度7月の教育委員会定例会におきまして、小田原市を単独の採択地区とする方針を議決し、県教育委員会に提出しておりましたが、10月に県教育委員会より、小田原市を単独の採択地区として承認するとの通知がございました。そこで、来年度は、単独の採択地区として採択をしていきますが、調査研究につきましては、従来通り1市3町で協力して進めることが確認されております。具体的には、資料にございますように、小田原市採択地区審議会（仮称）を設けまして、調査員を委嘱し、足柄下地区の調査員と合同で調査研究を進めていきます。採択につきましては、単独で行うため、7月に教育委員会において協議の場と採択の場を設定する予定であります。来年度の採択の進め方につきましては、後日ご審議いただきますので、よろしく願いいたします。以上のことを踏まえて、今回の要望書をお読みいただけるとよろしいかと考えます。以上です。

横田委員 …この会からは毎年提出されているのですか。

学校教育課長…本年度小学校の採択があり、平成17年度に中学校の採択があることを踏まえ、提出されました。平成13年度にも同会から小中学校教科書についての請願が提出されています。

桑原委員 …代表者は元教員ですか。

学校教育課長…元教員とは聞いておりませんが、教科書に関心が高い方です。

横田委員 …会の活動実績はわかりますか。

学校教育課長…平成13年度に扶桑社歴史教科書を推薦する等、一つの歴史観を持った会です。

(ファンケルから寄贈のビデオ「優しさ便り」視聴)